

平成元年版 婦人労働の実情 概 要

平成元年 11 月

労働省 婦人局

Ⅰ 昭和63年における婦人労働の概況

1. 就業・雇用の状況

- (1) 女子労働力人口（就業者＋完全失業者）は2,473万人で、前年に比べ44万人、1.8%増となり、増加数、増加率とも男子（38万人、1.0%）を上回った。労働力人口に占める女子の割合は前年より0.2ポイント高まり、40.1%と4割を超えた（第1表）。

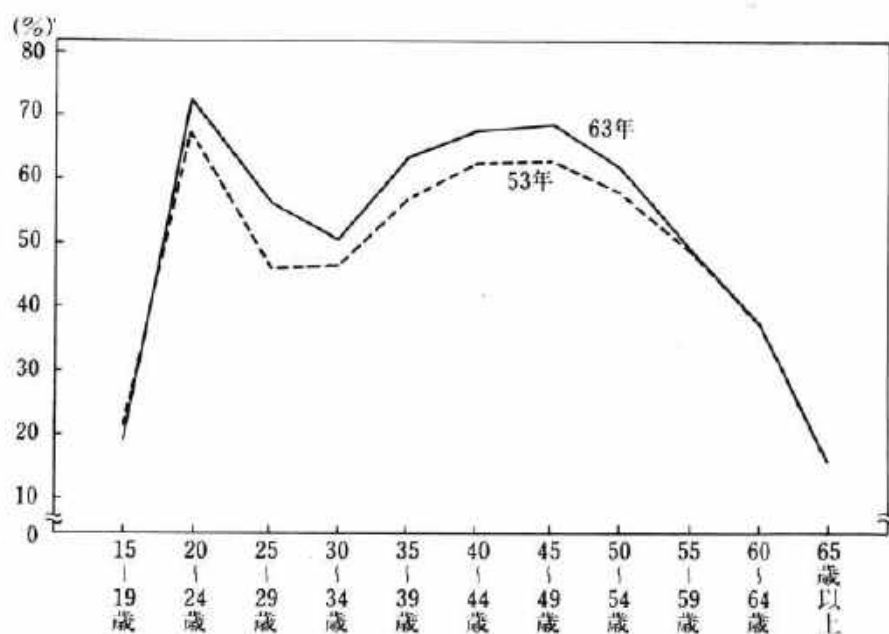
第1表 労働力人口、労働力率の推移

年	総 数		女 子		労働力人口 に占める 女子の割合	女 子 労働力率
	労働力 人 口	伸 び 率 (対前年比)	労働力 人 口	伸 び 率 (対前年比)		
昭和50年	万人 5,323	% —	万人 1,987	% —	% 37.3	% 45.7
55	5,650	1.0	2,185	1.2	38.7	47.6
58	5,889	2.0	2,324	3.2	39.5	49.0
59	5,927	0.6	2,347	1.0	39.6	48.9
60	5,963	0.6	2,367	0.9	39.7	48.7
61	6,020	1.0	2,395	1.2	39.8	48.6
62	6,084	1.1	2,429	1.4	39.9	48.6
63	6,166	1.3	2,473	1.8	40.1	48.9

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- (2) 女子の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、前年より0.3ポイント高まり48.9%となった。年齢階級別には、50歳台前半層及び20歳台後半層の上昇が大きい。また、横ばい状況にあった有配偶女子労働力率も上昇し、51.6%となった（第1図）。

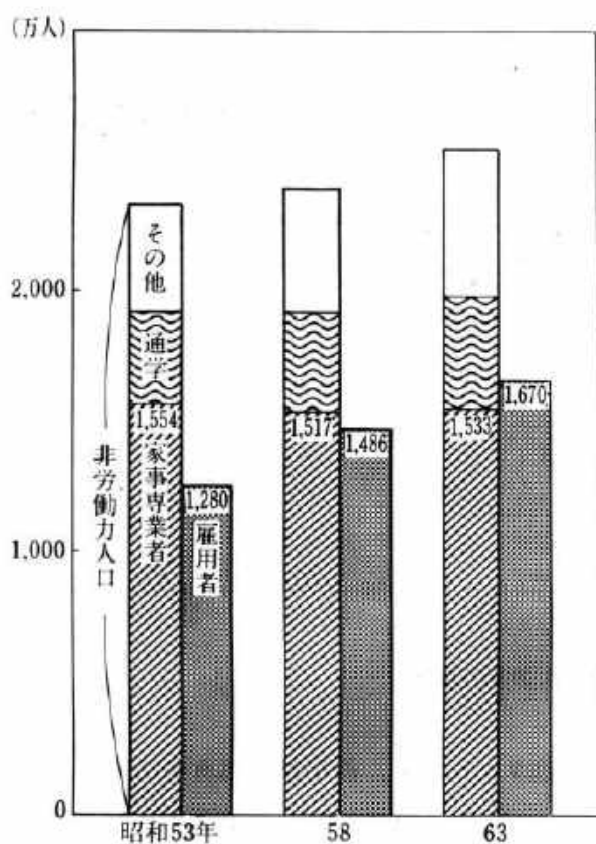
第1図 年齢階級別女子労働力率



資料出所 総務庁「労働力調査」

- (3) 女子非労働力人口は2,563万人で、前年に比べ21万人、0.8%の増加であった。このうち家事専業者は1,533万人で、女子非労働力人口の6割を占めているが、その割合は前年に引き続き低下した。家事専業者は58年まで女子雇用者を上回っていたが、59年から逆転し、63年には女子雇用者が家事専業者を137万人上回った(第2図)。

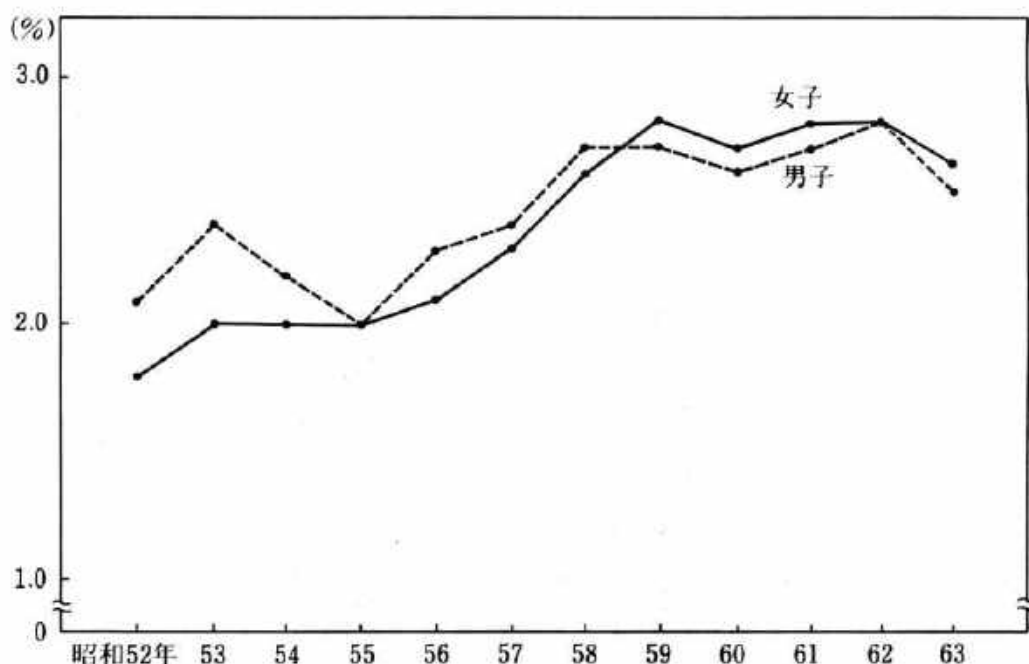
第2図 主な活動状態別女子非労働力人口及び
女子雇用者数の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- (4) 女子就業者は2,408万人で、前年に比べ48万人、2.0%増となった。
- (5) 景気拡大を背景に、女子完全失業者は64万人(前年比5万人減)、完全失業率は2.6%(前年差0.2ポイント減)と、58年以来最も低い水準となった(第3図)。

第3図 完全失業率の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- (6) 女子雇用者は1,670万人で、前年に比べ55万人、3.4%増と堅調に増加した。雇用者の増加数は男子と同数であるが、増加率では女子が男子を上回った。この結果、雇用者総数に占める女子の割合(女子比率)は前年より0.3ポイント上昇し、36.8%となった(第2表)。
- (7) 女子雇用者の就業分野を産業別にみると、サービス業(512万人)が最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店(453万人)、製造業(440万人)で、この3産業に女子雇用者の84.1%が集中している。前年に比べ増加数の多いのもこの3産業(サービス業、19万人増、卸売・小売業、飲食店、16万人増、製造業、12万人増)で、全体の増加数の85.5%を占めている。特に製造業は最近減少気味に推移していたが増加に転じた。また、その他の産業では建設業での増加が顕著である。このように、第三次産業の堅調な伸びに加え、第二次産業での雇用が増加したことが目

立っている。

産業別に女子比率をみると、サービス業で49.5%、金融・保険業、不動産業で49.1%、卸売・小売業、飲食店で45.8%となっており、それぞれ約半数を女子が占めている。

第2表 雇用者数の推移

年	総 数		女		男		雇用者総数 に占める 女子の割合
	雇 用 者	伸び率 (対前 年比)	雇 用 者	伸び率 (対前 年比)	雇 用 者	伸び率 (対前 年比)	
昭和50年	万人 3,646	% —	万人 1,167	% —	万人 2,479	% —	% 32.0
55	3,971	2.5	1,354	3.4	2,617	2.0	34.1
60	4,313	1.1	1,548	2.0	2,764	0.6	35.9
61	4,379	1.5	1,584	2.3	2,795	1.1	36.2
62	4,428	1.1	1,615	2.0	2,813	0.6	36.5
63	4,538	2.5	1,670	3.4	2,868	2.0	36.8

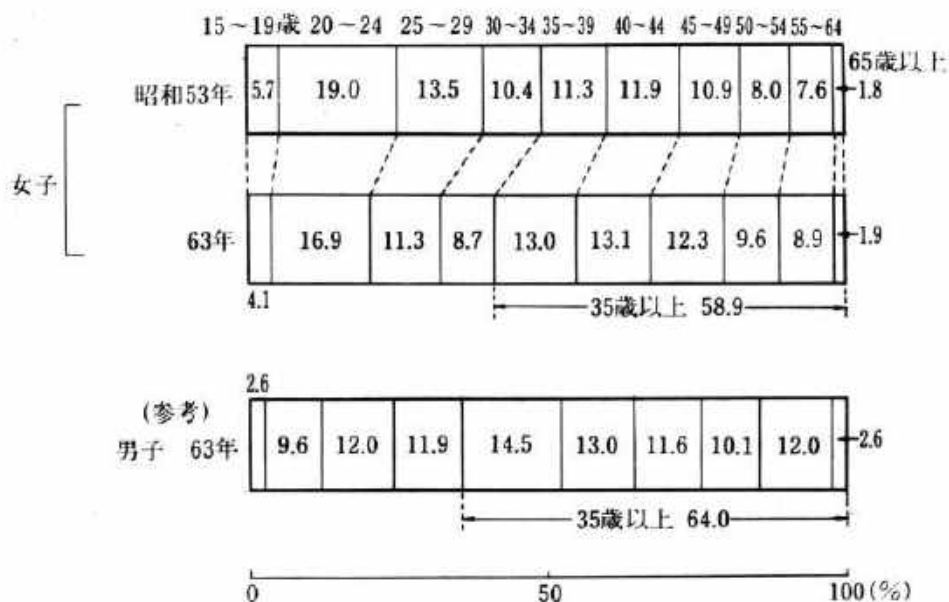
資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- (8) 職業別にみると、事務従事者(556万人)が最も多く、次いで技能工・生産工程作業者(355万人)、専門的・技術的職業従事者(235万人)、販売従事者(212万人)となっている。前年に比べ増加数の大きかった職業は事務従事者(24万人増)で、次いで販売従事者と技能工・生産工程作業従事者(各9万人増)である。
- (9) 女子雇用者(非農林業)は、1～29人規模の企業で働く者が最も多く37.5%を占めているが、増加数、増加率では30人以上のいずれの規模の企業においても上昇が目立った。
- (10) 雇用形態別にみると、常用雇用者(常雇)が1,338万人で、前年に比べ43万人(3.3%)増加した。また、前年に比べ臨時雇で9万人(3.6%)増、日雇で2万人(3.3%)増であった。
- (11) 年齢階級別に女子雇用者の動きをみると、結婚・出産年齢の上昇傾向や

団塊の世代が40歳台に入ったこと等により、20歳台と40歳台層の増加が顕著であった。

女子雇用者に占める35歳以上層の割合は前年より0.1ポイント上昇し、58.9%となった。ここ数年上昇幅は鈍化しているものの、中高年齢化が進んでいる（第4図）。

第4図 女子雇用者の年齢階級別構成比の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

⑫ 女子雇用者を配偶関係別にみると、有配偶女子は971万人で、女子雇用者全体の58.5%を占めている。58年以降有配偶女子の割合は低下し、未婚女子の割合がわずかに上昇しているが、増加数では有配偶女子が未婚女子を上回っている。また、産業別には有配偶女子は製造業に、未婚女子はサービス業に最も多く就業している。

さらに、子供のいる有配偶女子に占める雇用者の割合をみると、末子の年齢が0～3歳の場合19.9%にすぎないが、末子が大きくなるにつれて雇用者の割合は高まり、4～6歳の場合で31.0%、7～12歳の場合で44.6%、13歳以上の場合で41.5%となっている。

⑬ 女子雇用者の学歴別構成の動向をみると、中卒の割合が低下しているのに対し、大卒、高専・短大卒の割合は10年前の約2倍となり、女子雇用者の高学歴化が進んでいる。高卒の割合も上昇している。

⑭ 女子雇用者の平均勤続年数は7.1年で前年と同様であったが、10年前に比べると1.3年伸長している。なかでも35歳以上層での勤続年数の伸びが大きい。

⑮ 女子雇用者の就業形態は多様化し、パートタイマー、派遣労働者、臨時・日雇、契約・登録社員の労働者数の半数以上を女子が占めており、また、非正規労働者は女子労働者全体の29.9%を占めている。このうち、パートタイマーが最も多く非正規女子労働者の75.7%を占め、次いで臨時・日雇、契約・登録社員、派遣労働者と続いている。年齢別には、女子パートタイマーでは30歳以上層が8割以上占めているのに対し、女子派遣労働者は20～29歳層が半数近くを占めている。

2. 労働市場の状況

(1) 昭和63年の労働市場は、内需主導型の本格的な景気の拡大を背景に、学卒及びパートタイムを除く一般労働市場における新規求人数は前年比26.3%増と大幅に伸び、昭和50年以降最も高い水準となった。一方、新規求職者数は前年比9.1%減と引き続き減少した。このため、新規求人

倍率（男女計）は1.40倍と、昭和50年以降最高の水準となり、有効求人倍率も0.90倍と大幅に上昇した。

- (2) パートタイム労働者については、新規求人数は前年比37.8%増と一般労働者を上回る大幅な伸びを示した。一方、新規求職者は前年比13.5%減と大幅に減少したため、新規求人倍率（男女計）は3.16倍となり、前年を大幅に上回った。有効求人倍率も3.08倍で、パートタイム労働市場は人手不足の状態となった。
- (3) 女子の入職者は238万人で前年比12.2%増であり、離職者は221万人で前年比5.5%増であった。入職率（1月1日現在の在籍常用労働者数に対する1～12月の入職者数の割合）は22.1%、離職率（前同、離職者数の割合）は20.4%で、ともに増加しており、63年の労働異動は活発化した。女子離職者の離職理由をみると、個人的理由による（自発的）離職は上昇しているが、うち結婚、出産・育児による離職（15.3%）は前年より低下している。
- (4) 中卒に対する求人倍率は1.86倍、高卒に対する求人倍率は1.61倍と、ともに前年を上回った。就職率（卒業者に対する就職者の割合）は中卒では2.0%、高卒では37.7%で、いずれも前年より低下している。
- (5) 女子の新規学卒就職者の学歴別構成は、大卒が13.5%、短大卒が27.0%、高卒が55.9%、中卒が3.6%で、大卒、短大卒の割合が上昇している。
- (6) 女子の短大卒の就職率は83.0%、大卒の就職率は75.2%と、前年に比べいずれも上昇した。就職者を産業別にみると、サービス業が最も多く短大卒で37.9%、大卒で45.6%となっている。次いで、短大卒では金融・保険業、卸売・小売業、飲食店、製造業が多く、大卒では製造業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業が多い。

3. 労働条件等

- (1) 賃金をみると、パートタイム労働者を除く女子一般労働者のきまって支

給する現金給与は16万9,500円で、前年比2.9%の増となった。

- (2) 労働時間をみると、パートタイム労働者を含む女子常用労働者一人平均月間総実労働時間161.1時間で、前年に比べ1.6時間の減となった。前年に比べ所定内労働時間は短くなったものの、所定外労働時間は長くなっている。

- (3) 母性保護等の状況をみると、産前産後休業の一人平均取得休業日数は、産前は37.0日（多胎妊娠の場合46.5日）、産後は56.0日（多胎64.4日）となっている。

育児休業制度を実施している事業所の割合は、前回調査（昭和60年）より4.6ポイント上昇し19.2%となった。女子再雇用制度を実施している事業所の割合は16.6%、介護休暇制度を有する事業所は13.6%となっている。

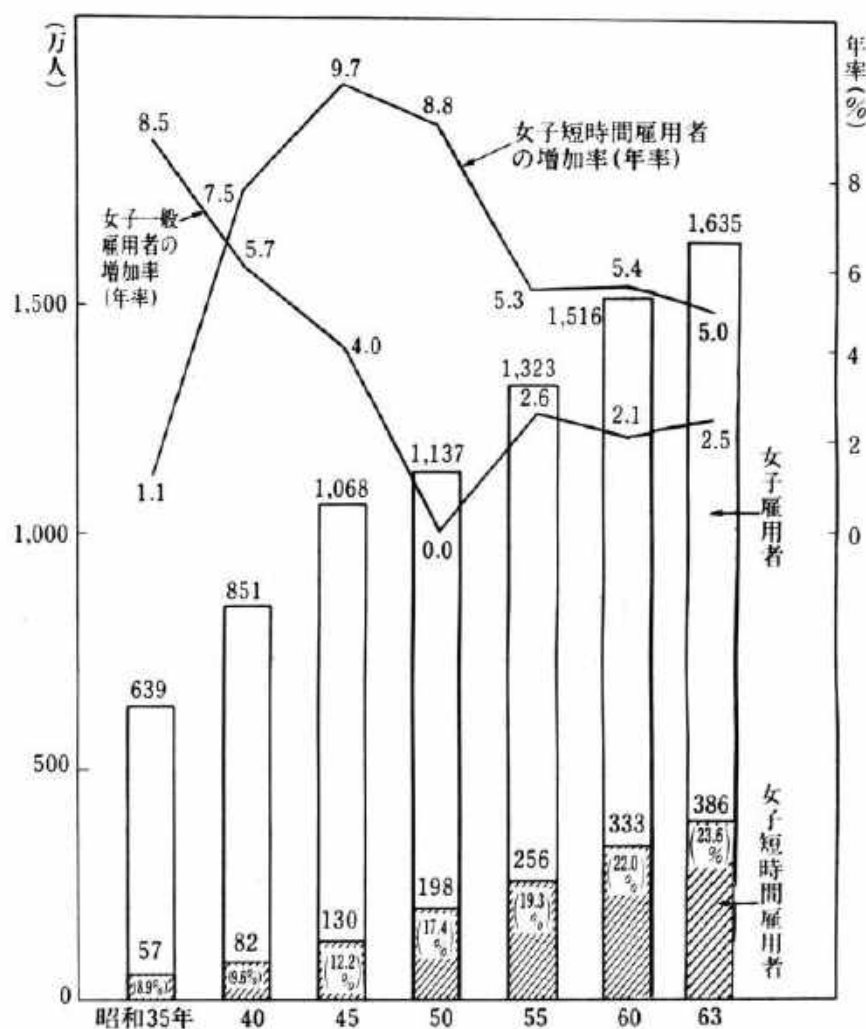
- (4) 勤労者世帯一世帯当たり一か月の平均実収入は48万1,250円で、前年に比べ名目4.5%、実質4.0%と大幅に増加した。実収入のうち世帯主の勤め先収入は39万4,956円、妻の勤め先収入は4万3,195円で、実収入に占める妻の収入の割合は9.0%となった。

共働き世帯の一世帯当たり一か月の平均実収入は50万9,248円で、うち妻の収入は10万4,615円と初めて10万円を超え、実収入に占める妻の収入の割合は20.5%となった。

4. パートタイム労働の動向

- (1) 週間就業時間が35時間未満の短時間雇用者（非農林業）は、63年には533万人となった。うち女子は386万人（全体の72.4%）で前年より21万人、5.8%増となり、増加率では女子一般雇用者を上回っている。この結果、女子雇用者全体に占める短時間雇用者の割合は23.6%となり、前年より0.5ポイント上昇した（第5図）。

第5図 女子短時間雇用者数及び増加率の推移（非農林業）



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1. 「雇用者」とは、雇われている者（常雇、臨時雇及び日雇）及び会社、団体の役員をいう。ただし、休業者は除く。
2. 「短時間雇用者」とは、週間就業時間が35時間未満の者をいう。
3. 「一般雇用者」とは、週間就業時間が35時間以上の者をいう。
4. () 内は、雇用者に占める短時間雇用者の割合である。
5. 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

- (2) 女子パートタイム労働者（就業の日数や時間に関係なく、勤め先で「パート」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者をいう。）の年齢構成をみると、35～54歳層が多く63.5%を占めている。

就業分野を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が38.0%と最も多く、次いで製造業、サービス業となっており、この3産業で約9割を占めている。

- (3) 女子パートタイム労働者（1日の所定労働時間又は一週の所定労働日数が調査事業所の一般労働者より少ない常用労働者をいう。）の労働時間は、一日当たり平均所定内実労働時間は6時間で前年と変わらない。一か月の平均実労働日数は22日となっている。

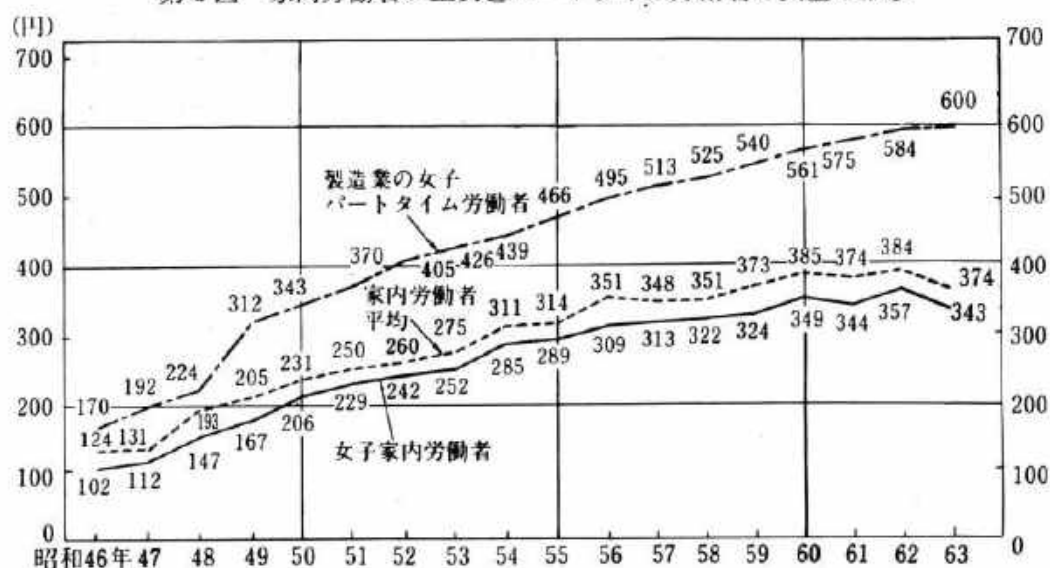
女子パートタイム労働者の賃金はほとんどが時間給であり、63年6月では、一時間当たりの所定内給与額642円で前年より3.0%上昇した。産業別にみると、サービス業738円、卸売・小売業、飲食店636円、製造業600円で、サービス業での賃金の上昇が大きく産業間格差は前年に比べると広がっている。企業規模別には、1,000人以上規模695円、100～999人規模で636円、10～99人規模621円で、前年に比べ1,000人以上規模の企業での上昇が大きい。

5. 家内労働の動向

- (1) 家内労働者は99万8,000人で前年に比べ2.7%減と、48年をピークにその後減少が続いている。このうち、家庭の主婦などが多く従事する内職的家内労働者は92万7,000人となっており、家内労働者のほとんどは女子の内職者が占めている。
- (2) 女子家内労働者の就業分野をみると、衣服・その他の繊維製品、電気機械器具、繊維工業、玩具・漆器・人形・造花・洋傘などのその他雑貨で、この4業種に8割が従事している。
- (3) 女子家内労働者の一日当たりの平均就業時間は5.9時間で、一か月の平均就業日数は20.5日である。一時間当たりの平均工賃額は343円で、

製造業のパートタイム労働者の賃金額の約6割となっている(第6図)。

第6図 家内労働者の工賃とパートタイム労働者の賃金の推移



資料出所 労働省「家内労働実態調査」、同「賃金構造基本統計調査」

註 パートタイム労働者については、昭和50年以前は定期給与額、昭和51年以降は所定内給与額である。

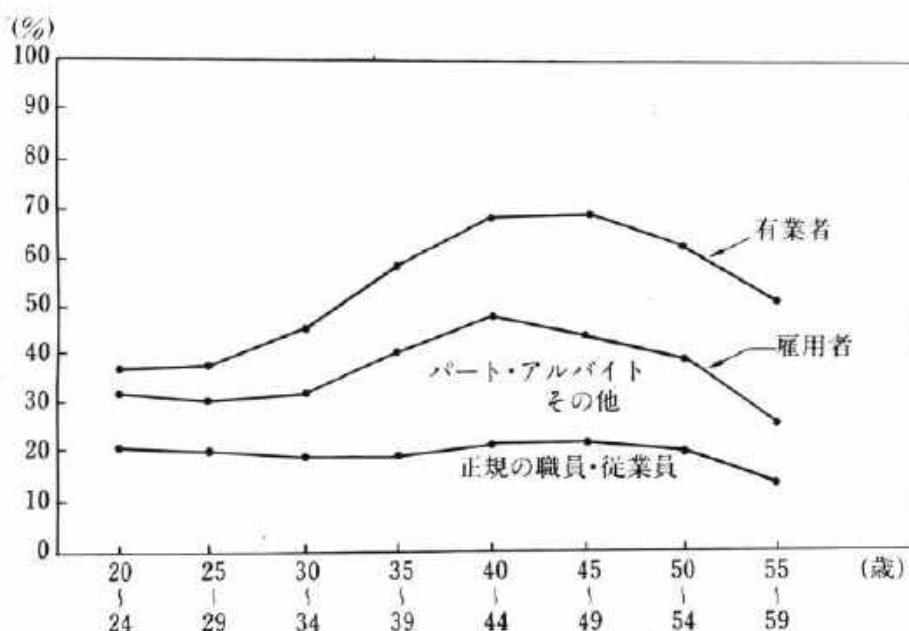
Ⅱ 女子の就業と家庭

1. 有配偶女子の就業状態

- (1) 女子の有業率は20～24歳層及び45～49歳層を左右のピークに、30～34歳層を底とするM字型曲線を描いている。

有業者のうち、未婚女子はほとんどが雇用者で、正規の職員・従業員として就業しているのに対し、有配偶女子では雇用者の割合は約6割で、4割は自営業、家族従事者となっている。また、有配偶女子雇用者の20～34歳層では、正規の職員・従業員の割合がパート・アルバイト等の割合より高いが、35～44歳層では、パート・アルバイト等の割合が高くなっている(第7図)。

第7図 有配偶女子の就業状態



これは女子が結婚・出産・育児等により職業を中断し、育児負担が軽減したとき再び就業する場合も多く、またパート・アルバイト等として再就業するものが多いことを表している。

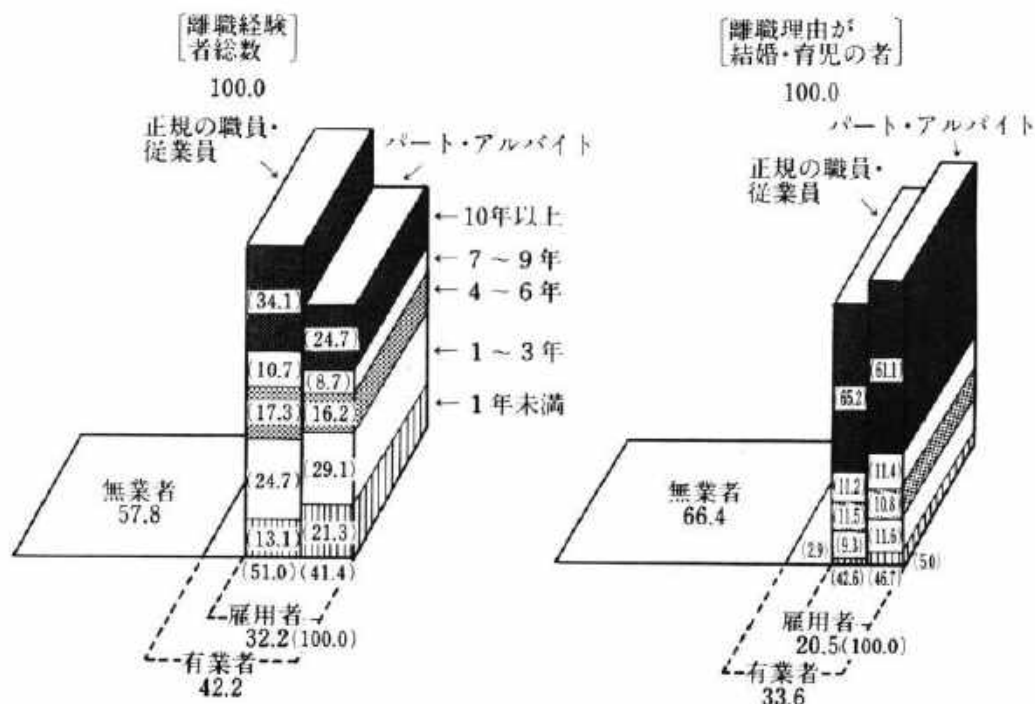
- (2) 有配偶女子雇用者のうち同一企業に継続就業している者（24歳以前から現年齢まで同一企業に雇用されている者）の割合は19.9%である。年齢別にみると、25～29歳層では64.0%、30～34歳層では39.5%で、年齢が高くなるにしたがい低下し再就業者の割合が高くなる40～44歳層では13.5%となっている。

5年前に同一企業での継続雇用者であった女子雇用者について、5年後の年齢層における継続雇用の割合をみると、25～29歳層から30～34歳層までに約5割に減少するが、この時期を過ぎると50～54歳層に至るまでは8割以上が就業を継続している。

- (3) 離職経験のある女子雇用者の前職の離職理由をみると、結婚・育児によ

るものが25.5%と最も高く、また結婚・育児を理由として離職した後再就業した者の離職期間は、10年以上の者が6割以上を占めている（第8図）。

第8図 離職経験のある女子の就業状況及び離職年数別構成比



資料出所 総務庁「就業構造基本調査」（昭和62年）

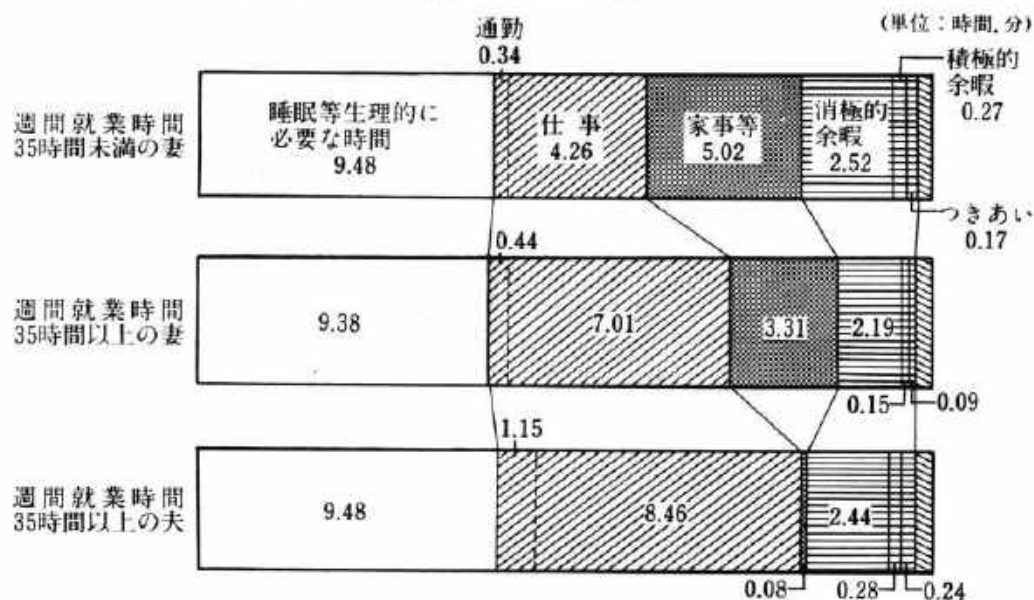
また、現在無業者である者も約4割が就業を希望しており、うちパート・アルバイトの仕事を希望する者が半数を超えている。

2. 有配偶女子の生活時間

- (1) 週間就業時間35時間以上の雇用者である妻・夫の平日の生活時間についてみると、妻は通勤・仕事時間（7時間45分）と家事・育児・買い物時間（3時間31分）を合わせると、11時間16分となっている。夫は通勤・仕事時間が10時間1分であるが、家事・育児・買い物時間はわず

か8分にすぎない。余暇等の時間は妻は2時間43分、夫は3時間36分となっている(第9図)。

第9図 平日の妻と夫の生活時間(雇用者)

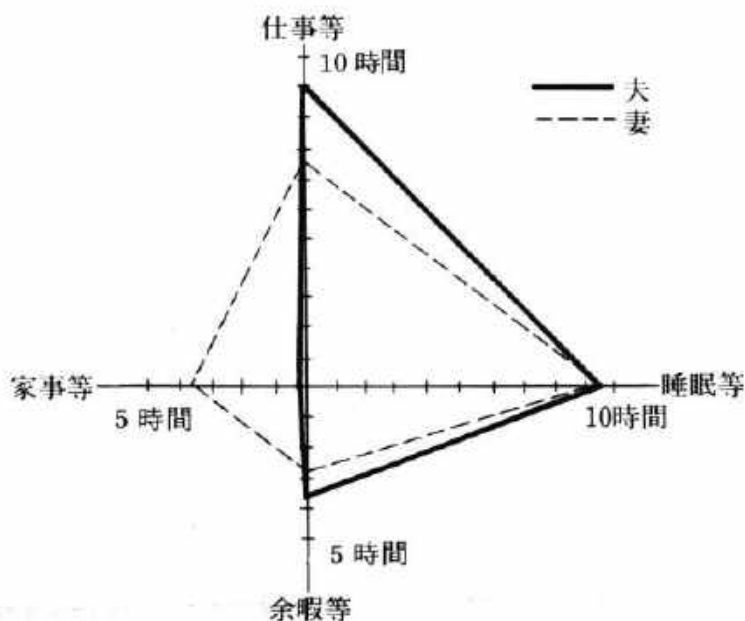


資料出所 総務庁統計局「社会生活基本調査」(昭和61年)

(注) 核家族世帯における夫と妻である。

妻と夫の平日の生活は、生理的活動(睡眠、食事等)、義務的活動(仕事、家事・育児等)が大半の時間を占め、余暇活動(休養、学習・趣味・スポーツ・社会奉仕、交際・つきあい等)の時間は、少ないものとなっている(第10図)。

第10図 夫と妻の生活時間配分（雇用者）

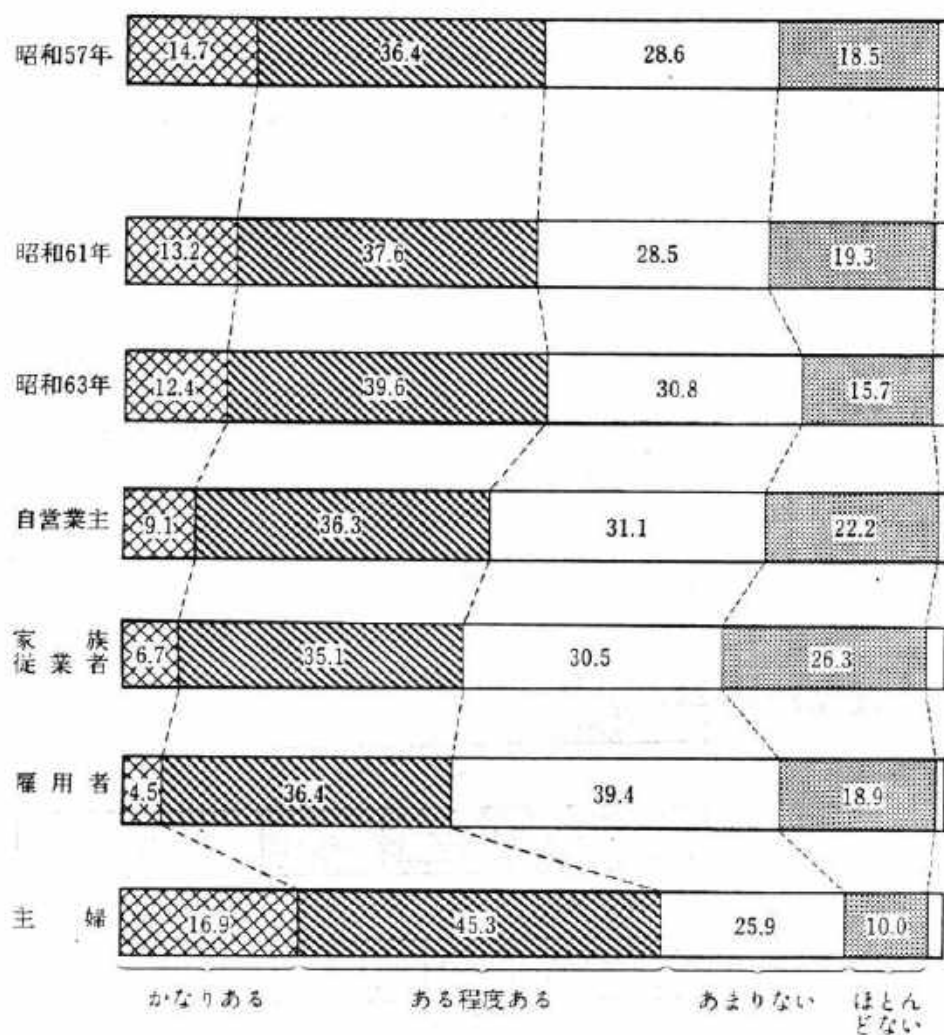


また、夫の生活時間配分には、妻の有業・無業による違いはみられない。

- (2) 仕事と余暇に対する考え方をみると、仕事重視が女性では40歳台、男性では40歳台以降で多くなり、若い年齢層では、男女とも仕事と余暇を両立させ、生活を充実させたいとする者が多い。
- (3) 普段の生活で不足しているものの意識をみると、男女とも収入、次いで自由に使える時間が不足していると感じている者の割合（女子22.8%、男子24.6%）が多く、特に、女子の30～34歳（34.2%）、男子の35～39歳層（34.8%）で自由時間の不足を感じる者が多くなっている。雇用者では自由時間の不足からゆとりがないと感じていることがうかがえる（第11図）。

第 1 1 図 ゆとりの有無

(単位：%)



資料出所 総理府「余暇と旅行に関する世論調査」

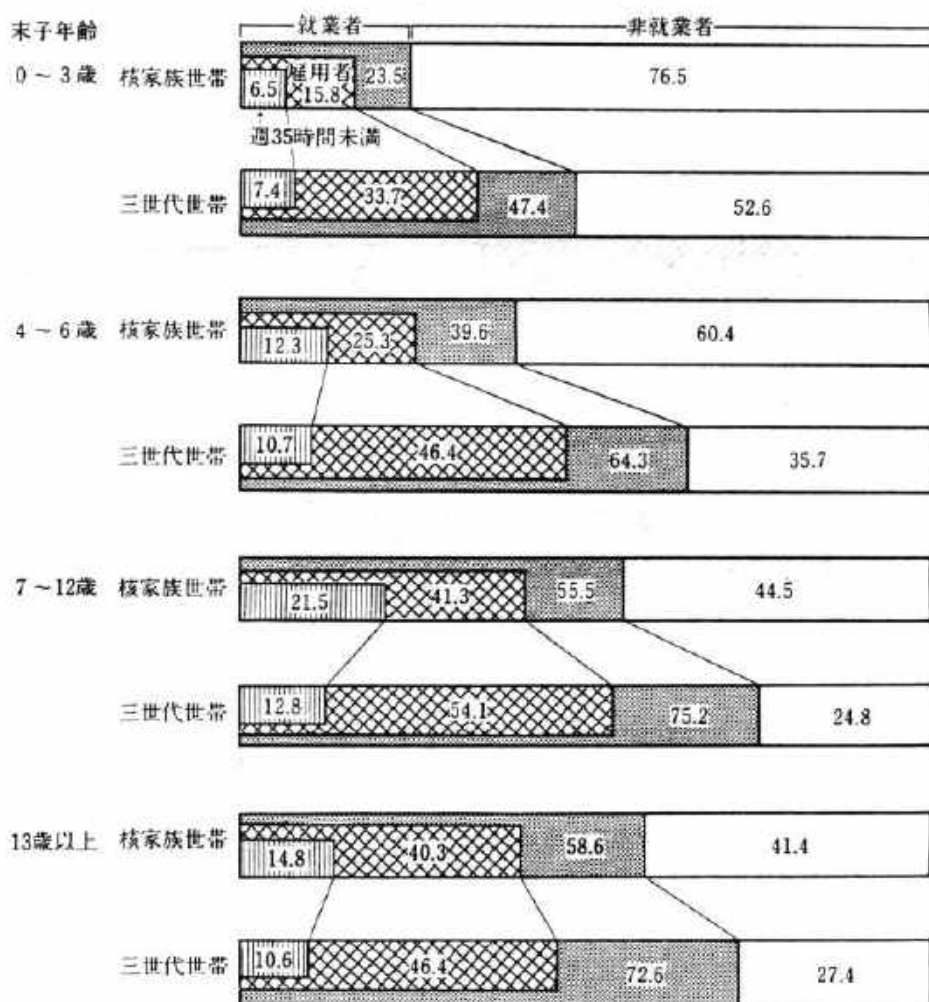
④ 設問は「あなたのふだんの生活は仕事や家事・学業などで精一杯ですか、それとも好きなことをしたり、休むゆとりはありますか？」

3. 家族構成と女子の就業

- (1) 核家族化（昭和63年6月現在、全世帯数に占める核家族世帯61.0%）、世帯人員の減少（平均世帯人員3.12人、4人世帯23.5%）が進むなかで、子供のいる世帯における妻の就業は、末子の年齢が小さいほど妻の雇用者である割合は低いが、世帯別にみると、妻が雇用者である割合は核家族世帯（33.9%）より三世帯世帯（45.7%）の方が高く、特に末子が小学生以下の場合にはその差は大きい（第12図）。

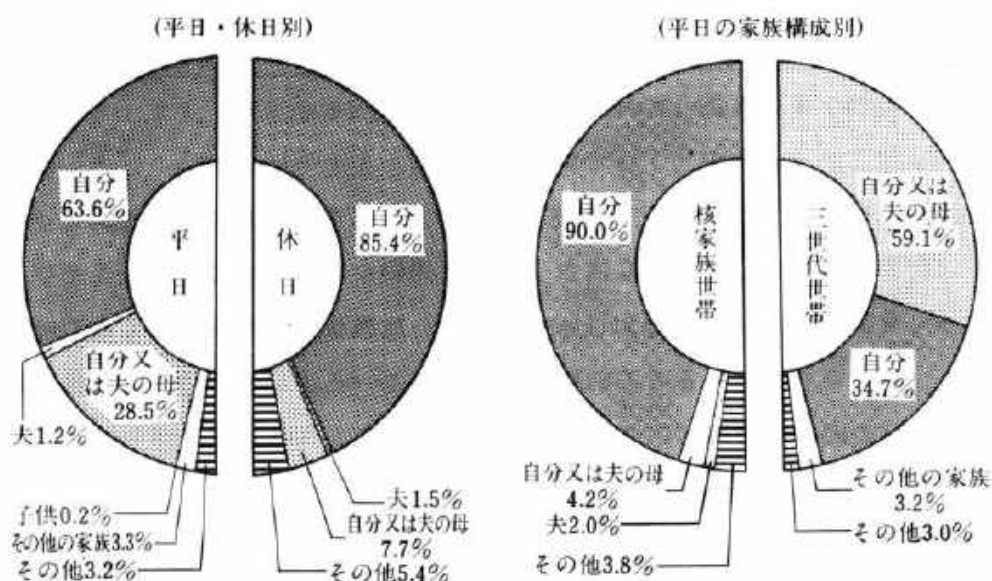
第12図 末子の年齢別世帯類型別妻と就業状態別構成比

（単位：%）



- (2) 家事を実際に担当しているのは、平日については、核家族世帯では妻（既婚女子労働者自身）が9割を占めているのに対し、三世代世帯では妻又は夫の母となっている。休日では、家族構成のいかんにかかわらず妻の場合が多い（第13図）。

第13図 主な家事労働担当者別既婚女子労働者数の割合



資料出所：婦人少年協会「既婚女子労働者の生活実態調査」（昭和63年）

- (3) 妻が雇用されて就業している間の保育状況をみると、子供が満1歳になるまでは「妻又は夫の父母」、「保育所・託児施設等の利用」が核家族、三世代世帯とも多いものの核家族世帯では家族以外の者が保育する割合が高い（第3表）。

第3表 家族構成別保育状況の割合
(子供が満1歳未満の既婚女子労働者)

(M・A)(単位%)

区 分	計	保育所・ 託児施設 等の利用	企業内保 育施設の 利用	夫	自分又 は夫の 父母	自分又は 夫の兄弟 ・姉妹	その他 の親族	知 人	ベビーシ ッター・ 家政婦等	家庭福祉 員・保育 ママ等	その他
核家族世帯	100.0	40.5	0.1	6.0	50.3	6.3	8.0	4.3	2.8	3.3	2.0
三世帯世帯	100.0	14.5	0.3	2.8	85.5	1.7	5.6	1.4	0.6	1.1	0.3

資料出所 (財)婦人少年協会「既婚女子労働者の生活実態調査」(昭和63年)

- (4) 既婚女子労働者が子供を育てつつ仕事を継続していくために必要な条件や制度として、20歳台では「育児のために休める制度」をあげる者が6割を超え、35歳以上になると「放課後子供が安心して過ごせる施設の充実」をあげる者の割合が高くなっている。「看護のために休める制度」はどの年齢層においても3割を超えている(第4表)。

第4表 年齢階級別、就労継続に必要な条件、制度の割合

(M・A)(単位%)

区 分	計	育児の ために 休める 制度	看護の ために 休める 制度	一度退 職し、 再び同 じ会社 に就職 できる 制度	都合のよ い時間帯 に勤務時 間を自分 ですらす ことので きる制度	週休2 日制の 導入、 休日・ 休暇の 増加	1日の 労働時間 の短縮	在宅 勤務 制度	転勤に 対する 配慮	企業内 保育施設 の充実	保育所 の 充 実	保育ママ (家庭福 祉員)等 の充実	放課後子 供が安心 して過ご せる施設 の充実	その他
既婚女子 労働者計	100.0	44.2	36.2	29.9	32.4	35.1	29.4	6.7	7.5	10.4	15.1	0.9	26.1	2.8
20～24歳	100.0	68.0	32.0	20.0	28.0	52.0	48.0	—	—	12.0	24.0	—	12.0	—
25～29歳	100.0	62.3	34.8	31.4	32.4	31.4	26.6	6.3	6.3	19.8	23.7	0.5	14.0	2.9
30～34歳	100.0	55.7	34.9	31.9	24.4	31.6	30.3	8.5	8.5	10.4	18.2	1.0	23.8	3.6
35～39歳	100.0	42.1	37.5	27.6	36.2	36.5	29.1	7.1	7.9	7.9	14.5	1.0	32.9	1.8
40～44歳	100.0	28.8	37.3	30.8	34.8	37.1	29.7	5.6	7.2	8.3	9.2	1.1	28.3	3.1

資料出所 第3表に同じ

なお、これらの条件が整った場合には、有子の既婚女子労働者の7割近くが就業継続を希望している。

4. 老親介護と女子の就業

- (1) 今後高齢化社会の進展に伴って介護を要する老親等が増大すると考えられる。家事・育児とともに老親介護も女子の就業に影響を及ぼしている。
- (2) 死亡時に満70歳以上で介護を必要とした者の主な介護者は、長子の配偶者(31.1%)が最も多く、次いで本人の配偶者(22.2%)となっており、これらの親族が介護者となっている場合が4分の3を占めている。また、親族が介護した場合の主な介護者を男女別にみると、女子が94.8%で、介護を担っているのはほとんど女子である。また、介護に中心的に携わった者は、女子労働者の場合「自分や親」で、男子労働者の場合「配偶者や親」となっている。
- (3) 主な介護者となった者についてその仕事への影響をみると、女子の場合には「介護のために勤めをやめた」、「介護が可能な勤めに変えた」等仕事をしていた者のうち約4割の者が何らかの形で影響を受けている。

過去5年間に1か月程度以上の療養・介護を必要とする家族がいた労働者のうち、中心的に介護に携わった労働者は男女ともにほとんどの者が年次有給休暇を取得している。

- (4) 老親等の介護のため最も必要な企業内福祉制度について、実際に介護に携わった労働者についてみると、「介護のための休業」が58.4%と最も多く、次いで「介護要員の派遣・斡旋等」53.3%、「勤務時間の短縮・変更等の取扱」48.9%となっている(第5表)。

第5表 老親介護に最も必要な企業内福祉制度の割合
(介護に携わった労働者のニーズ)

3つまで複数 (％)

	計	相談・ 情報提供	介護委員 の派遣・ 転送等	臨時支出 に対する 経済的 援助措置	転勤上の 特別措置	事務所内 配置転換	勤務時間 の短縮・ 変更等の 取扱い	退職者の 再雇用	介護 のための 休業	その他	無回答
合 計	100.0	32.1	53.3	47.4	24.8	9.5	48.9	19.0	58.4	2.2	0.7
女	100.0	24.6	55.4	35.4	4.6	7.7	67.7	30.8	66.2	4.6	1.5
男	100.0	38.9	51.4	58.3	43.1	11.1	31.9	8.3	51.4	—	—

資料出所 長寿社会における女子労働者等福祉に関する調査研究会「老親介護に関する調査」(平成元年)

5. ま と め

女子の就業状態は、結婚・出産・育児等により大きく影響を受けている。

家庭の中で、現実には女子が家事・育児の負担を負っている状況があり、特に結婚・出産・育児期に当たる25～34歳層の有配偶女子雇用者の負担は大きく、このことが有配偶女子の就業の継続に特に大きな影響を与えているものとみられる。また、結婚・育児を理由として離職し、その後再就職する場合には、正規の職員・従業員よりもパート・アルバイトとなる者の方が多くなっている。

雇用者について仕事や家事・育児・余暇等の生活時間の配分をみると、雇用者である妻は家事・育児等の時間が長くて余暇等の時間が少ない。一方、夫は仕事時間が長いことから余暇等の時間が少なく、家事・育児等へのかわりはほとんどみられない。

また、家事・育児とともに介護を要する老親等が生じた場合には、男女労働者共通の問題ではあるが、中心的に介護の担当者となっているのはほとんど女子であり、そのために女子は就業上の影響を受ける場合が多い。

これら女子労働者は出産・育児等について条件が整っていれば継続就労を希望する者が多いところから、継続就労を援助するため育児休業制度の普及、

保育施設の充実等の育児期における必要な条件整備を図るとともに、介護負担時における休業制度の普及等必要な条件整備を図ることが必要である。また、結婚・育児のために離職した後再就職する場合に、パートタイム労働者となる者が多く、パートタイム労働者の就業条件の整備を図ることが必要である。

なお、男女労働者とも仕事と家事・育児・介護等を調和させ、余暇を充実させるためには労働時間の短縮を図るとともに、家庭における家事分担のあり方等を考えることが必要である。

GAa1/1

8-19-74



女性と仕事の未来館



0 1 1 4 6 8 5 0